

(特許庁受託事業)

韓国 Intellectual Property Group | 2017.6

発行：韓国IPG事務局(日本貿易振興機構 JETRO ソウル事務所 知財チーム)

電話：02-3210-0195

電子メール：kos-jetroipr@jetro.go.jp

責任編集：笹野秀生(ササノヒデヲ)、浜岸広明(ハマギシヒロアキ)

編集：曹恩実(チョウウンシル)、柳忠鉉(リュウチュンヒョン)、朴晟希(パクソングヒ)



## INDEX

## ●韓国IPGの活動

「韓国IPGセミナー『韓国大手企業の知財戦略・強い特許権の取得方法』」  
を開催しました! 01

韓国「税関職員向け真贋判定セミナー」のご案内 04

「韓国デザイン登録制度動向調査報告書」のご案内 05

## ●IPを知ろう

IPニュース 06

「新・知財最前線は今」 07

- 韓国での特許紛争にどう対応すべきか?

- 韓国知財の歩みと国家知財戦略



## 韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記URLよりお願いします。

[http://jetro-ipr.or.kr/info.asp?br\\_main=9](http://jetro-ipr.or.kr/info.asp?br_main=9)

韓国IPGIは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



## 事務局からのお知らせ

3年間韓国IPG事務局として活動を行って参りました笹野が6月末に日本に帰任し、後任として日本特許庁から浜岸が着任しました。今後とも会員の皆様に役立つ情報を発行していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。



## CAUTION

<韓国IPG Information>に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



## 知財トリビア!

過去20年に韓国デザイン登録出願が最も多かった分野は次のうちのどれでしょう。

①住宅設備用品、②電気電子機械器具及び通信機械器具、③衣服・身の回り品

※ 回答は5頁の下部に掲載しています。



## ●韓国IPGの活動

## 第18回韓国IPGセミナーを開催しました。

韓国IPGは、2017年5月31日、ソウルジャパンクラブ(SJC)内会議室にて第18回韓国IPGセミナーを開催しました。今回のセミナーでは、「韓国における知財権活用—韓国大手企業の知財戦略・強い特許権の取得方法—」と題し、韓国大手企業OBで知財を担当していた専門家と電気・電子分野および化学分野の専門家による講演が行われました。なお、日本の部品・素材企業の韓国知財問題に関するこれまでの議論についての講演もありました。以下で概要をご紹介します。(各発表資料はジェトロ・ソウル知的財産チームのホームページで公開しております)

## ●セッション1「韓国大手企業の知財戦略」

金澤成(キム・テクソン) Ha Patent & Law Firm副所長/米国弁護士

(元サムスン電子半導体IPチーム長/常務)

最も強いIP経営戦略とは未来の技術やIPを予測し先取りすることだといえるでしょう。未来を予測する上で注目すべき変化要因としては技術の変化、人口の変化、法の変化があります。この三つの変化要因を分析し、いつ、どこに知的財産を出願し先取りすべきかを把握する必要があります。ここでは範囲を絞って強いIPポートフォリオの作り方、特許1件1件を強くする方法、企業の競争力を強化する特許経営革新に向けたIP部署の役割について説明します。

## (1)強いIPポートフォリオの作り方

中長期的な戦略は未来の技術や市場を予測し、将来にその地域で必要とされる特許ポートフォリオの姿について定義し、現在のポートフォリオの姿と比べた後、そのギャップを分析することです。その後、そのギャップを迅速かつ正確に補うことができるように独自開発およびアウトソーシングという二つのトラックを確保する戦略を立て、その戦略にかかわるIP確保戦略に沿って出願・登録を行います。さらにIPを維持するための活動を続けることで未来に必要なポートフォリオを作ることができます。短期的な戦略は競合会社の製品技術や市場の分析を通じて技

術や市場の変化トレンドを把握し、それに連動してIPポートフォリオを補うことです。もはや活用する機会がない特許は年金納付を中止し、変化のトレンドに合わせて係属中の特許出願の請求項を補正し、引き続き再審査を受け続ける必要があります。

**(2)特許1件1件を強くする方法**

中長期的な戦略は予測した未来の技術や市場をターゲットにし、それに関する特許を出願することです。この場合の出願は広範囲で作成されますが、製品が発売され市場が形成されるまではかなり時間がかかります。

一方、数ヶ月以内に競合会社を攻撃できるような特許を確保する短期的な戦略は、現在発売された製品の技術を対象にし、係属中の特許出願の請求項を補正することです。このように継続出願または再審査の請求を行った件が登録されると、直ちに攻撃特許になるので短期間で攻撃特許を作る上で非常に効果的な戦略だといえるでしょう。

しかし、こうした効果的な戦略を駆使するには先決条件があります。後続技術をターゲットにし権利範囲を補正するには、出願明細書に補正した権利範囲を支持する図面、あるいは最初の出願明細書に詳しい説明が欠かせません。そのため、出願明細書の作成時に、将来に商用可能なあらゆる実施例を含めるようにしなければなりません。このように様々な実施例を含める発明をつくるには明細書の作成前に発明の内容を上位、下位、水平に拡張しなければなりません。

**(3)企業の競争力を強化する特許経営革新に向けたIP部署の役割**

特許出願の時期別動向や発明技術の成熟度を分析することで特定技術や市場の発展段階と成熟度が把握でき、特定競合会社の特許出願動向を分析することで競合会社の技術開発水準と製品の発売時期が予測できます。

実施権のない他社の特許技術を回避するとともに自社の特許技術を製品に積極的に適用することで他社による特許侵害を未然に防止し、独自の特許技術が確保できます。会社の経営戦略に連動して特許ポートフォリオを維持・管理することで資産の無駄遣いを最小限に抑える必要があります。また、競争者、回避できる特許、協力すべき特許、投資または買収する対象の選定も特許情報の分析で可能となります。

**●セッション2「強い特許権の取得方法(電気・電子分野)」**

兪炳虎(ユ・ビョンホ) 特許法人NAM&NAM 代表弁理士 (元サムスン電子 知的財産センター常務、クアルコム特許法人チームVice President)

強い特許とは何でしょうか。強い特許とは特許訴訟で勝つ可能性が高いと思われる特許でしょう。特許ライセンスや特許取引も最

終的に特許訴訟で勝つ可能性があるかどうかがかぎを握るためです。実際に訴訟で活用される確率は非常に低いです。そのため勝つ可能性が高いと強い特許だといえるのです。また、勝つ可能性が高いと思われること自体が強いといえます。強い発明が必ず強い特許につながるわけではありません。発明はアイデアですが、特許は言語だからです。発明の言語表現次第では強い特許にも弱い特許にもなりますが、残念ながら実際は後者の方がもっ多いです。

一般的に強い特許になるための要素は四つあります。第一に、特許を回避できないように設計することです。代案があれば、強い特許にはなれません。回避できるアイデアが生まれないう特許を作らなければなりません。第二に、侵害立証を容易にすることです。目に見えない技術については侵害をめぐる判断が困難です。また、侵害を立証することも容易ではありません。そのため、まるで技術が目に見えるように言語で表現する必要があります。訴訟のための明細書を作成しなければなりません。第三に、特許が生存できるようにすることです。特許は先行技術と共存します。先行技術よって特許が無効にならないよう事前に危険性を取り除き、発明を表現する言語で先行技術との距離を広げる必要があります。第四に、インパクトの規模です。特許侵害訴訟で勝っても損害賠償額が弁護士費用を下回る場合が多いです。正にコップの中の嵐です。強い特許を目指すなら、発明者でなく世界を広く見渡す必要があります。

それでは強い特許はどうやって作れるのでしょうか。

第一に、請求項の構造が堅調に見えることです。一つの請求項が非侵害だと、他の請求項も非侵害に思われがちな構造ではだめです。同様に一つの請求項が無効だと、他の請求項も無効だと思われがちな構造ではいけません、実際より請求項の数が少ないという誤解を招いてもいけません。そのためには請求項を階層的ではなく、水平的な構造に作らなければなりません。また、請求項ごとに存在理由を与える必要があります。第二に、発明の表現に遠近感を与えることです。発明の記述レベルを多様化することが良いです。機能的表現と構造的表現の調和が必要です。発明の表現は様々な構造を包括しなければなりません。物の構成要件を機能型に作成するよう気をつけなければなりません。強い特許につながる表現が欠かせません。第三に、特許に使われる用語をよく管理することです。一般的に通用する意味があいまいな場合が多いです。辞書上の意味に頼るのは消極的な態度です。自ら特許明細書の主体になって用語を定義し、その意味が均等論の領域にまで広がるよう意図的に管理する必要があります。たまには機能型請求項を活用することが有効になるでしょう。第四に、自ら自分の権利を放棄するか、過度に限定するミスは犯してはいけません。そのようなミスは気づかないと

ころでよく生じます。自分の発明を分かりやすく説明しているうちに自分の権利がそこに限られる場合がかなりあります。特許でも口を慎む必要があるということです。

### ◎セッション3「強い特許権の取得方法(化学分野)」

金律利(キム・ユリ) 第一特許法パートナー/日本・韓国弁理士

#### (1)戦略的な特許出願方法

強い特許を取得するためには、質の高い明細書を作成することが最も重要ですが、一旦、出願をすると、該当国の特許制度を活用して戦略的に特許取得を図る必要があります。最近、日本企業による韓国出願のうち、PCT出願が占める割合が増えています。

韓国国内段階への進入時にPCT-PPH(PCT出願の国際段階成果物を利用する特許審査ハイウェイプログラム)を利用して特許決定(特許査定)を受ける可能性を高めることができます。実際、2015年の統計を見ると、1次審査において拒絶理由通知なしで特許査定された割合が通常の出願の場合は7.4%にとどまった反面、PCT-PPHを利用した場合は16.6%と、2倍以上高いものとなっていました。

また、拒絶理由通知を受けた時の特許取得戦略としては、2015年に導入された補正案レビュー制度を利用することをお勧めします。補正案レビュー制度とは、正式補正書および意見書を提出する前に出願人が希望する補正案について審査官の意見を事前に聞くことができる制度です。このような過程を通じて出願人は補正案の特許可能性を予測することができ、これを基に正式補正書および意見書を提出するため、その分特許決定を受ける確率が高くなります。

なお、出願人が意見書および補正書を提出したにもかかわらず、拒絶査定を受けた際にはさらに慎重な対応が必要となります。日本と同様に韓国においてもいくつかの選択肢がありますが、この際に韓国の特許法を活用して戦略的に特許取得を図ることができます。例えば、補正と共に再審査請求(日本の審査前置制度に相当)を行う場合、韓国特許法にはシフト補正を制限する規定がなく、請求項の外的付加も許容するなど、補正要件の判断において日本に比べ緩和された基準が適用されるのでこれを活用した方が良いと思います。また、分割出願の場合、日本の特許法50条の2のように補正範囲を制限する規定がないので原出願と同一な趣旨の拒絶理由通知を受けても当初の明細書の記載範囲内であれば自由に権利化を図ることができます。

#### (2)発明類型別アプローチ

化学分野の発明において頻繁に議論される選択発明の場合は、進歩性を認めてもらうためには選択発明の全てが先行発明と質的に異なる効果あるか、又は量的に著しい差がなければならず、このよ

うな効果が当初の明細書に明確に記載されていなければならないというのが韓国法院の一貫した立場である(2008年フ3469判決等)。実際に、韓国法院は上記の基準をかなり厳格に適用してきているため、選択発明の進歩性を認めてもらう事例がかなり少なかったのですが、最近、具体的な適用において緩和された基準で選択発明の進歩性を認めた事例が登場していることに注目する必要があります。2010年フ3424の判決によると、選択発明に複数の効果がある場合、その一部でも先行発明に比べ異質的又は量的に著しい効果があれば、選択発明の進歩性は認められ、当業者がたとえ先行発明からこのような選択発明の効果に関わる技術的課題を認識できたとしても選択発明の進歩性は否定されないとしています。

数値限定発明に関しても韓国特許庁および法院は比較的厳格な基準で特許要件を判断してきていましたが、最近の判例を総合してみると、少なくとも(i)公知発明と異なる課題を達成するための技術手段を記載し、(ii)それに伴う効果が異質的なものであれば、新規性および進歩性があると肯定的に判断する傾向が顕著になっていることが確認できます。そのため、数値限定発明に関する出願人(特許権者)は、明細書に該当発明の数値限定による効果を多様な観点から記載して置くことが望ましく、審査及び訴訟において特許要件が問題になる時に比較対象の先行発明に比べ異質な効果が認められるという点を強調することが望ましいと言えます。

### ◎セッション4「部品・素材企業の韓国知財問題に関するこれまでの議論」

駒井慎二 ピラミテ国際特許事務所 代表弁理士

(元住友大阪セメント知財部 担当部長)

日本の部品・素材のメーカーが韓国知財問題に関する悩みを率直にぶつけ合うなどの意見交換を目的とした「ラウンドテーブル」が2011年から始まりました。参加メンバーは、部品・素材のメーカーの約20社の他、日本弁理士会、特許庁、ジェットロなどとなり、これまで5回行われました。

強大な購買力を獲得した韓国の大手セットメーカーが日本の部品メーカーにとって重要な顧客となっている中、納品後の製品やサンプルが流出または模倣品として流通されるケースや秘密保持契約より踏み込んだ情報を開示させられるケースなどが発生しています。なお、韓国で取得した特許の無効化率が高いなど、費用をかけて特許を取っても権利行使が非常に困難であると悩むケースもあります。他方、部品・素材分野の国際競争力の強化策として、日本企業の間では基盤技術が無償でクロスライセンスをする新たな取り組みも生まれています。IPG

## 韓国知財セミナーを東京で開催しました。

上述した第18回韓国IPGセミナーとほぼ同様の構成で、東京でも6月8日に「韓国知財セミナー」を開催しました。本セミナーには123名の方にご参加いただき、活発な質疑応答も行われました。そのうち、セッション1の「韓国大手企業の知財戦略」における質疑応答をご紹介します。

金澤成講師は、「技術市場の成熟度を特許の分析を通じて把握する具体的な例」を聞く質問に対し、「例えば、半導体においては、トランジスタ→工程技術→回路技術の順に技術の進歩が起こりますが、上記の各技術分野別に出願件数が最高点から減少すれば次の段階の技術に進入するか、製品が直ちに市販されることが推定できます」と答えました。また、「技術開発以外で特許をどのように活用しますか」とする質問に対しては、「技術者の採用を行う際、求める分野の特許をリサーチし、最も良い発明技術を最も多く特許出願した発明者にアプローチする」とした上、「機械や材料などを買う際に該当製品に対する特許をしっかりと構築している企業を選ぶこ



とで知的財産権を巡る紛争を未然に防ぐことができる」と答えました。

最後に本セミナーでは、ジェトロの笹野秀生副所長が知財分野を含めたさまざまな日系企業の建議事項を毎年、韓国政府に提出する「事業環境の改善に向けたSJC建議事項」について紹介しつつ、同建議事項に対する積極的な意見提出を求めました。2017年度の意見募集の実施計画については、ジェトロ・ソウル知的財産チームのホームページをご参照ください。IPG

## 韓国「税関職員向け真贋判定セミナー」のご案内



韓国IPGでは、韓国貿易関連知識財産権保護協会(TIPA)の協力を得て韓国「税関職員向け真贋判定セミナー」を開催しております。

2017年の上半期は、第2次(仁川本部税関)と第3次(釜山本部税関)セミナーにYKK株式会社様が参加され、輸入・流通経路、模倣被害の実態、真正品と模倣品を見分けるポイントなど、税関職員が積極的・効果的に取締り業務を行える情報を中心にレクチャーをして頂きました。

このように模倣品侵害を受けている企業が本セミナーに参加にされレクチャーすることにより税関での検挙率を向上させ、模倣品の流通を阻止する上で、極めて有効な対応策となるものと考えます。

今年の上半期はすでに第6次まで参加募集が終了しており、下半期

### 【2017年度の第7次からの開催日程】

区分	日程	対象税関
第7次	9月7日～9月8日	仁川本部税関(港湾)
第8次	9月21日～9月22日	平澤直轄税関
第9次	9月28日～9月29日	ソウル本部税関
第10次	10月19日～10月20日	釜山本部税関
第11次	11月9日～11月10日	仁川本部税関(空港)
第12次	11月30日～12月1日	大邱本部税関
第13次	12月14日～12月15日	光州本部税関

の第7次からの参加募集となりますので、ご関心のある企業は以下の開催日程を参照しお申込み下さい。IPG

\*講義要領:各企業が1社当たり30分程度ずつ自社の製品に関する真贋判定のポイントを講義する。また、企業の参加者は他の企業の講義は聴講できない。

\*参加料:無料(ただし、TIPA 会員(年会費500万ウォン)が対象のところ、特別にジェトロからの参加も検討するという事です。先に会員への募集を行った後に枠があれば参加可能となりますのでご了承ください。また、旅費や交通費は自己負担となります。)

\*参加資格:①税関に商標権やデザイン権の登録をしてあること(必須)、②韓国国内における権利者又は代理人(韓国語対応可能)にす

ぐに連絡ができる体制を有する企業であること(必修ではないが望ましい)、③税関の関心が高いブランドであること(申し込みに必要な条件ではなく、関心が高ければ優先されます)

\*参加を希望される企業は日程を特定してジェトロソウルまでご連絡ください。その際には、上記参加資格①、②を満たしているかどうかということに加え、講演者情報(特に、企業の方が日本語で講

演するのか韓国代理人が韓国語で講演するのかということ)も提供可能な範囲でお知らせください。

\*お申込み先: ジェトロソウル 知財チーム メール: kos-jetroipr@jetro.go.jp

\*お問い合わせ先: 電話: +82-(0)2-399-5912  
浜岸広明、曹恩実(チョウ・ウンシル)、柳忠鉉(ユウ・チュンヒュン)(いずれも日本語可)

## 「韓国デザイン登録制度 動向調査報告書」のご案内



デザイン登録制度(日本では意匠制度)は、出願件数が日本の2倍以上と、日本と比べかなり活用されています。ジェトロソウルではこのような現状を踏まえて韓国におけるデザイン登録制度の活用状況等を調査しましたので、以下簡単に内容をご紹介します。

### 商品開発とデザイン

韓国企業はデザインを重視した商品開発を行っていると言われていています。本調査で行った大手電気メーカーへのインタビューでも「デザインをまず優先的に開発してから機能を開発する作業をしている」とのコメントがありました。また、韓国政府としても高付加価値製品の開発に向けて、技術開発の初期段階からデザイナーも参加させた商品開発の手法を推奨しており、中小企業向けの支援事業も行っています。例えば、産業通商資源部および特許庁が行っているグローバルヒット365プロジェクトでは、市場・環境分析を介して顧客指向、現地化されたブランドやイノベーションデザインを作成し、これに合わせて、技術開発や海外権利化を支援しています。また、韓国特許戦略院へのインタビューでは、時間的な視点では、投資回収率が技術開発よりもデザインの方がはるかに高いとのコメントもありました。

### デザイン権の出願・取得状況

過去20年のデザイン登録出願(総数約68.7万件)を出願人種別で見ると、国内個人(43.6%)、国内中小企業(30.2%)が際立って多く、国内大企業(13.7%)や外国法人(7.3%)を引き離しています。

出願の時期としては、アンケートやヒアリングを行った範囲では商品の販売開始1ヶ月前との回答が多かったです。

また、登録率は例年7~8割であり、登録されたデザイン権の存続期間は平均59ヶ月程度となっています。物品別にみると、最も存続期間が長いものは食料品用加工機械の平均72.1ヶ月です。実体審査を省略する一部審査物品のデザイン権存続期間は概して権利存続

期間が短く(平均48ヶ月)、例えば衣服類は平均46.5ヶ月となっています。権利存続期間は最大で出願から20年であるため、商品毎のライフサイクルに合わせて比較的短い権利期間を設定していることがわかります。

また、生活用品や住宅設備分野企業へのインタビューでは、商品の機能について特許として登録を受けることは難しい場合、デザインという側面から意味があるのなら、デザイン登録出願を行うというコメントもあり、商品の形状に機能的な意味がある場合は特許の補完としてデザイン登録出願を行うというケースもあるようです。

### デザイン権の活用状況

デザイン権の活用方法としては、他社に売却又はライセンスするということはあまり無いようですが、自社製品の保護を挙げる企業が目立ちました。他社に権利侵害された際の対応としては、警告状の送付を経て、侵害訴訟まで争うという会社もあれば、侵害されても放置するという企業もありました。競争の激しい業界においては、権利を自ら取得しないと他社に自社のデザイン権を先取りされてしまうこともあり、商品毎に必ず権利を取るということで、商品開発のサイクルが早いことも相俟って、中小企業においてもデザイン権を多く取得しています。

商品の模倣は、機能(特許)よりもデザインを模倣することが比較的簡単であることから、デザイン権の取得は模倣対策の鍵となっており、商品開発の競争が激しい業界を中心にデザイン登録制度が活発に利用されていることがわかりました。

上記調査の報告書は弊所ホームページに掲載いたしますので、是非ご覧ください。IPG



知財トリビアの回答

正解は「①住宅設備用品」で、過去20年の出願件数は約10万件でした。詳細は5頁の記事をご覧ください。



## KOREA IP NEWS

※ジェトロソウル事務所知財チームのホームページで毎日発信されている知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ホームページの「知的財産ニュース」をご覧ください。

URL:<https://www.jetro.go.jp/korea-ip/>

### 1. 大宇造船、中国メーカーとのLNG特許紛争で勝訴 | デジタルタイムズ(2017.2.16)

大宇(テウ)造船海洋は、2013年3月、中国に特許登録した「船舶用天然ガス燃料供給システム」について、中国の機材メーカーが提起した特許無効審判を中国特許庁(SIPO)が最近棄却したと16日明らかにした。訴訟を提起した中国の機材メーカーは「大宇造船が登録した船舶用天然ガス燃料供給システム特許には進歩性と特許性がない」として、特許の無効を主張してきた。中国特許庁の決定により、大宇造船は中国でも技術の保護を受けられるようになった。天然ガス燃料関連技術は、最近環境に対する規制の強化によって急激に浮上しているエコ船舶のコア技術である。最近、パリ協定や国際海事機関(IMO)の環境規制などで、全世界的に船舶から排出される排気ガスに対する規制が強化されている。これによって、船舶の燃料も天然ガスに代替する船主会社が増えている。

### 2. LG電子、LTE特許侵害BLUに訴訟 | デジタルタイムズ(2017.3.29)

韓国のLG電子が米スマートフォンメーカーBLU社を相手取り特許侵害で提訴した。LG電子が携帯電話に関する特許訴訟を起こすのは今回が初めてだ。LG電子は28日、米国際貿易委員会(ITC)にBLU社のスマートフォン販売差し止めを要請し、米デラウェア地方裁判所に特許侵害損害賠償訴訟を起こしたと発表した。BLU社がLG電子のLTE標準特許5件を侵害したというのが今回の訴訟の骨子だ。BLU社は、昨年米国でスマートフォンおよそ520万台を販売した、米6位のスマートフォンメーカーだ。LG電子によると、今回、訴訟を起こした背景には、LG電子の独自技術を積極的に保護し、競合会社による不正な使用に厳格に対応するという狙いがある。今回の訴訟に対する予備判決は来年の上半期に、最終判決は下半期に下される見通しだ。

### 3. 商標ブローカーによる商標出願2年連続急減 | 電子新聞(2017.3.31)

特許庁によると、この2年間(2015~2016)商標ブローカーによる商標出願が急減していることが分かった。2013年(7,264件)にピークに達したが、2015年(348件)から昨年(247件)まで件数が大幅に減っている。商標ブローカーは、商標を登録した後、零細商人に商標権侵害

を理由に警告状を発送したり商標の使用禁止を要求している。零細商人と新規起業家に示談金や使用料を要求し、それによる被害が少なくなかった。こうした問題を解決するために特許庁は、①使用計画書を求める「使用意思確認制度」、②指定商品を過多に指定する際に手数料を追加する「手数料加算制」、③特殊関係者が無断で登録した商標の使用制限規定などを導入し、商標の使用意思がなく、商標の先取りとなるような目的の出願を防止した。

### 4. 中国のオンラインショッピングモールで模倣品の販売掲示物

#### 19,621件削除 | 韓国特許庁(2017.4.24)

韓国特許庁は2016年に韓国知識財産保護院を通し、中国のアリババグループのオンラインショッピングモールで販売される、模倣品の販売掲示物19,621件を削除したと発表した。保護院に助けってもらった韓国企業は同期間20社で、その規模は正規品基準で約356億ウォンと、平均販売単価および販売掲示物当たりの平均販売個数を考えると、約700億ウォンに上る。模倣品の販売による韓国国内企業の売上減少や信頼度低下など付随的な被害を含めれば、模倣品の販売掲示物の削除による効果はこれよりはるかに大きいと予想される。中国のアリババグループのオープンマーケットで流通するKブランドの模倣品は、最近中国の消費者に人気を博している衣類、化粧品だけではなく、おもちゃやサングラス、かばん、美容機器、医療機器など品目が多い。特許庁は2017年にもアリババグループと協力し、オンラインでの模倣品の流通を防ぐと同時に取締り活動を強化する予定だ。またアリババグループに続き、中国で第2位のオープンマーケットである京東商城とも協力を強化する予定だ。

### 5. 知能型仮想秘書に関する特許出願件数、最近急増 | 韓国特許庁(2017.5.22)

韓国特許庁は、移動通信端末市場を先導するサムスンとアップルが自社の知能型仮想秘書を商用化し、多様なサービスを提供することにより、関連特許の出願件数が急増していると発表した。知能型仮想秘書は、スマートフォンに登載された人工知能プログラムが個人の秘書役を果たすものだ。ユーザーが音声で命令する注文、予約、検索などをユーザーの代わりに処理するだけでなく、あらゆるスマート家電機器や車両にも登載され、さまざまな仕事をするなど、その応用範囲はさらに広がる見通しだ。知能型仮想秘書に関する特許出願件数は2013年には11件にすぎなかったが、2014年には実に200%以上も増加し36件となり、2016年には61件と2年前に比べ約70%増加したことが分かった。知能型仮想秘書によりユーザーと端末間で新たな意思疎通ができるようになったという点で今後も増加傾向は続くと思われる。④

## File No.99

## 韓国での特許紛争にどう対応すべきか？



最近、特許紛争に日本企業が巻き込まれる場合が増えてきているようです。韓国での特許紛争は日本と類似している面も多いが、一部は異なっているため、関連手続きと制度を知っておくと、特許紛争が発生した際に効果的に対処できると考えられます。本稿では、韓国での特許紛争の種類と対応方法、そして特許紛争に関する最近の法律改正などについて紹介します。

## 1. 韓国での特許紛争の種類

韓国での特許権を巡る紛争には、特許権の侵害とその損害賠償に関する訴訟として、特許侵害差止請求訴訟、損害賠償請求訴訟及びその仮処分訴訟があり、関連審判手続きとして、権利範囲確認審判(積極的、消極的)と特許無効審判がある。特許侵害差止請求訴訟が始まると、権利範囲確認審判と特許無効審判が並行する機会が多いが、該当審判の結果(審決)次第で関連訴訟において有利にも不利にも作用し得るので、特許侵害訴訟などが提起された場合、関連審判手続きを適切に活用することが重要である。

## 2. 権利範囲確認審判と特許無効審判

最近では侵害訴訟第一審法院において、関連審判手続きでの結果を待たずに、侵害当否及び無効当否を判断する事例が以前に比べ増えてはいるが、訴訟の進行上、まだ関連審判手続きでの結果を参考にするケースが多く、関連審判の手続きが終結するまで訴訟の審理を事実上中断することもある。権利範囲確認審判は侵害が疑われる物品(方法)が特許権の権利範囲に属しているか否かに関する判断を特許審判院に要請するものであり、特許審判院の審決に不服する場合、特許法院、大法院にまで訴えて最終判断を受ける制度である。特許無効審判は、よく知られている通り、関連特許の無効を別途審判手続きを通じて争う制度で、同じように特許法院、大法院までの不服手続きが設けられている。

## 3. 特許紛争の段階

韓国で特許権を保有している特許権者であれば、侵害が疑われる者に対し、段階的に以下の手続きを考慮することができる。一つ目に、警告状を発送できる。警告状を発送することで、相手方の故意を明確にし、そうすることで刑事告訴を容易にすることができる。但し、警告状を直接的に侵害が疑われる者に対して発送せず、侵害が疑われる者の取引先などに発送する場合は、逆に特許権者が損害賠償の責任を負われる場合もあるので、注意が必要である。二つ目に、侵害差止仮処分訴訟を提起することができる。特許権者が現在該当特許を実施している、直ちに相手方の特許の実施を中止さ

せないの特許権者の損害が莫大になると予想される場合は、侵害差止仮処分訴訟を提起し、侵害が疑われる者の特許侵害行為を迅速に中止させることができる。但し、韓国法院は一般的に侵害差止仮処分をよく受け入れない傾向があり(2009年から2013年まで仮処分申請の認容率は33%だという統計もある)、特許権者が仮処分訴訟で勝訴したとしても、本案訴訟(侵害差止請求訴訟)で敗訴する場合は逆に相手方から損害賠償の責任を負わせられることもあるので、仮処分訴訟の提起は慎重に考えることが勧められる。三つ目に、侵害差止請求訴訟(本案)を提起することができる。韓国特許法には無効の抗弁に関する規定は存在しないが、判例によって侵害差止訴訟で被告は、原告の特許が無効であり、従って侵害は存在しないという趣旨の主張(無効の抗弁)ができて、法院はその主張について判断できる。実際にも特許侵害訴訟が提起されると、相手方は無効の抗弁を提起(特許無効審判も並行)するのが一般的である。これに対し特許権者は、権利範囲確認審判(積極的)で対応しながら、無効の攻撃に積極的に対処できる。

## 4. 特許紛争に係る法律の改正

## (1) 特許侵害事件の控訴審の特許法院専属管轄

以前には特許権などに関する侵害訴訟の第一審及び第二審の手続きはいずれも一般民事法院で行われたが、2016年1月1日から第一審が全国5つの地方法院の、第二審が特許法院のそれぞれ専属管轄にて行われる。侵害訴訟が提起された場合、関連審判事件も一緒に並行されることが一般的で、終局には審決取消訴訟と特許侵害訴訟が並行される場合も多いが、今回の改正で特許法院の専門性と判決の一貫性がより向上できるものと期待される。

## (2) 侵害訴訟時の資料提出義務の強化

特許権などの侵害訴訟で特許権者が侵害及び損害賠償額を立証するために要請する資料について相手方が営業秘密だという理由で提出を拒否する機会が多かったが、2016年6月30日からそのような提出拒否が難しくなった。なお、相手方が資料提出命令に応じない場合、資料の記載に関する特許権者の主張を真実と認められるようになった。今回の改正により、特許権者の侵害・損害賠償額の立証がより容易になり、それに伴って損害賠償額も増額できると期待される。IPG



韓洋特許法人 パートナー弁理士 金世元(キム・セウオン)

・専門分野 電気・電子・IT

・ソウル大学校電気工学科卒業

(監修：日本貿易振興機構=ジェトロ=ソウル事務所副所長 笹野秀生)



**File No.100**

## 韓国知財の歩みと国家知財戦略

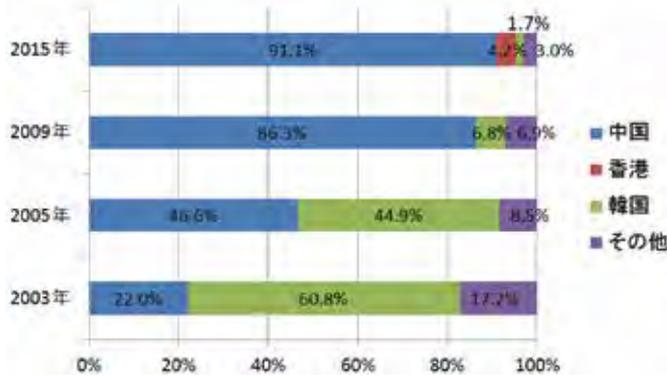


2008年10月から韓国の知的財産に関する様々な情報をお伝えしてきた本コラムも100回目を迎えました。連載開始以来のこの8年あまりの間における、韓国知財を巡る状況の変化を、国家知財戦略の観点から概観します。

### 2008年頃の状況

韓国はかつて模倣大国と言われており、日本税関における仕出国別の模倣品差止件数でも2004年まではトップの比率でしたが、2005年に中国を下回ってからは急速に減少し、2009年には6.8%、2015年には1.7%まで減少しています。

[図] 仕出国(地域)別輸入差止件数構成比の推移(財務省HPよりJETROソウル作成)



模倣大国を脱する段階にあった2008年頃からは、韓国の知的財産 (IP) を充実させるとともに、IP分野で世界をリードしようという論調が目立つようになってきました。2008年10月には、特許出願が特に多い日米欧中韓の5つの特許庁の長官が集う会合を韓国特許庁が済州島にてホストし、5大特許庁間の協力を通じて、「高品質の強い特許の創出」を誘導し、韓国の国際競争力強化に繋げていく契機とするとの報道発表がありました。また、2009年に発議された「知的財産基本法」が2011年に成立し、同年に大統領直属の「国家知識財産委員会」も設立され、国を挙げて知的財産を尊重・保護する体制が出来上がりました。

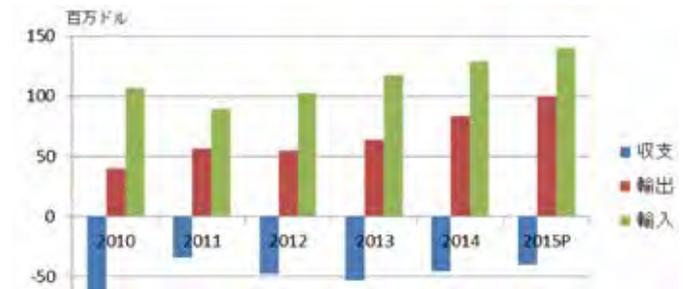
### 第1次国家知識財産基本計画とその成果

2011年に設立された国家知識財産委員会で、国全体の知財総合戦略を定める5か年計画である第1次国家知識財産基本計画(2012-2016)が立てられました。この計画では、「知識財産強国」をビジョンとし、質の高いIPの創出と活用を通じたIPの国際的な収支改善、模倣品対策のさらなる強化、国民のIPに関する意識の向上等が掲げられました。この計画に基づいて、営業

秘密保護の強化、特許裁判における証拠提出命令の強化、商標ブローカー行為の防止等に関する法律改正がなされ、IP保護強化・活用促進が図られており、国際的なIP保護国としての評価も上昇しています(IMDによる評価で2010年32位、2015年27位)。IP出願件数はここ数年増加傾向を維持しており、単純な件数では中国に遠く及ばないものの、人口当たりの件数では、特許、デザイン、商標の分野でいずれも世界1位となっています。特に、中小企業の出願の伸びが大きく、国全体でIPに関する意識が高まっていると考えられます。IPの質に関しても、2013年以降IP貿易収支の赤字額が徐々に減少し、未だ赤字ではあるものの輸入額と共に輸出額も増えていることから、質の良い「稼げる」IPが増えてきたということが窺えます(下図)。

[図] 韓国知的財産権貿易収支

(韓国銀行「2015年度知的財産権貿易収支(暫定)」2016.7.12より)



### 第2次国家知識財産基本計画

2017年から始まる第2次基本計画が2016年12月23日に議決されました。この計画では、「第4次産業革命を先導するIP国家競争力確保」を目指し、5年間4兆7百億ウォンを投入して各種戦略を推進するとしています。この計画では、5年経って改善がなされたとはいえ、相変わらず高品質なIP創出が第1の課題となっていること、中小企業やグローバル市場における韓国企業のIP保護強化により焦点があてられていること、第4次産業革命に関するIP保護が新たな課題として浮かび上がってきていることが特徴的です。輸出立国である韓国にとって、差別化された高付加価値製品・サービスを世界市場に提供し続けることが重要な命題であり、そのためのIP政策が益々重要になっていくものと思います。動きの速い韓国の動向は、日本にとっても参考になることが多く、これからも韓国IP情報の有用な情報をタイムリーにお届けしたいと思います。IPG



日本貿易振興機構 (JETRO) ソウル事務所 副所長 笹野秀生(特許庁出向者)  
95年特許庁入庁。99年に審査官昇任後、調整課品質監理室長等を経て、14年6月より現職。